

令和7年度青森県立保健大学
学校推薦型選抜（社会福祉学科）

小論文試験問題

10:15～11:45（90分）

〈注意事項〉

- 1 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開かないでください。
- 2 この問題冊子には、問題用紙が4ページあります。
- 3 落丁・乱丁がある場合は、手を挙げて試験監督者に知らせてください。
- 4 解答用紙には、下記の記入例により **あなたの名字の頭2文字及び受験番号を忘れず**に記入してください。
- 5 問題冊子及び下書用紙は持ち帰ってください。

〈解答用紙への記入例〉

（例1）

頭2文字	ス	ズ
------	---	---

（鈴木：スズキ）

（例2）

頭2文字	ザ	イ
------	---	---

（財前：ザイゼン）

（例3）

頭2文字	キ	ッ
------	---	---

（吉川：キッカワ）

受験番号	3	1	3	0	0	1
------	---	---	---	---	---	---

令和7年度青森県立保健大学学校推薦型選抜 小論文試験問題

社会福祉学科

問題 次の文章を読んで、後の問に答えなさい。（*には注釈があります。）

「正しさは社会や国により異なる」などと唱えるまえに、むしろ考えなければならないことは、ルールを正当化する手続きの正しさについてです。

倫理学の授業をしていると時々、日本の旧優生保護法*やナチスによるユダヤ人虐殺について、「その時代では正しいことだったのだ」などと発言する学生さんがいて、仰天します（中略）。たしかにいずれの場合も、当時の「ルールを正当化する手続き」にのっとって法律として定められたものです。しかし、だからといって、「それらは正しかったのだ」と即断してよいものでしょうか。とはいっても、正しさは文化によって異なるという文化相対主義の立場からは、そうした発言に反論することは困難です。生徒からそのように言われて、おかしいとは思いつつ、十分に反論や議論ができなかった中学や高校の先生も多いのではないのでしょうか。

しかし、考えてみましょう。障害があるなどの理由で不妊手術を受けさせられた人たちは、優生保護法に合意していたのでしょうか。虐殺されたユダヤ人たちは、虐殺されることに合意していたのでしょうか。まさか。かれらがそんな目にあわされたのは、まさしく暴力による強制でした。（中略）「正しさ」は、ある行為に複数の人間が関わるときに、その人たちの間で合意が形成されることで成立します。当事者が関わらないところで勝手に決めたルールを強制することは、それ自体として不正です。このように考えると、これらの法律は「ルールを正当化する手続きの正しさ」を満たしておらず、やはり不正だったというべきでしょう。

（中略）女性を劣位に扱う戦前の日本の民法や選挙法についても同じことが言えます。それらの法律は帝国議会によって制定されましたが、戦前の日本では女性に参政権はありませんでしたから、議会の代表者はみな男性でした。つまり、女性を劣位に置く法律は女性のいないところで勝手に決められたのです。

もちろん、全国民が一致して合意するなどということは現実的に困難です。そこで、現在のほとんどの国では代議制民主主義が採用されています。この制度では、議員が普通選挙で選ばれる限りは、法律に従う立場の人たちの代表者が法律を制定しています。その点で、代議制民主主義には一定の正当性があるといえてよいでしょう。

それに、議会での議論は公開されていますから、議員以外の一般市民はその様子を見聞きして、納得できるものかどうかを判断することができます。そして、納得できない主張をした議員を次の選挙で落選させることもできます。

江戸時代の日本やその他の多くの国において、かつて法律は、権力者が一方的に定めてそれに従うことを暴力で強制するものでした。あまりに人々の立場を無視した法律は大きな反感を買うでしょうから、それなりに配慮したかもしれませんが、その場合でも人々の意見を直接聞いたわけではなく、権力者側が勝手に推測しただけだったでしょう。そしてそもそも、そうした権力者の権力自体が、支配される側の人々の合意によって正当化され

たものではなく、暴力（武力）によって獲得されたものです。

そうしたあからさまに暴力的な手続きよりは、代議制民主主義の手続きはずいぶんマシなものではありますが。しかしやはり、代表されていない立場の人たちも多数います。それどころか、議会においてさえ、代表者全員が納得して合意するまで話し合われないままに、強行採決によって可決されることがままあります。そのようにして定められた法律を無造作に「正しい」と見なすことは、合意していないままに従わされる人たちへの暴力を無造作に肯定することになります。

もちろん、自分が納得しない法律には従わなくてよいということにはなりません。しかし、納得できない法律は批判し、その改正を求めていくことはできます。また、ある法律が含んでいる暴力に自分自身では気づけなくても、それに苦しめられている人の声を聞いて気づくこともあります。そうして気づいてしまったときには、たとえ他国のことや昔のことであったとしても、「正しさ」を問い返し、「より正しい正しさ」を実現するように努力していくべきでしょう。

（中略）①「正しさは人それぞれ」と並んで最近よく聞く言葉に、「絶対正しいことなんてない」とか「何が正しいかなんて誰にも決められない」などというのがあります。これらの言葉を使う人たちは、どうやら「ちょっと気の利いた、よいことを言っている」と思っているようなのですが、私はこうした言葉を聞くたびに背筋が寒くなります。こうした言葉は、より正しいことを求めていく努力をはじめから放棄する態度を示しているように思われるからです。そして、こうした言葉を吐く人たちは、たとえば私が何も悪いことをしていないのにガス室*に送られそうなとき、決して助けてくれないだろうと思うからです。

どんなに話し合っても、国民全員が、さらには人類全員が合意することはないかもしれません。たとえいま生きている人たち全員が合意したとしても、まだ生まれていない人は合意していません。その意味では、「絶対正しいことなんてない」のかもしれませんが。しかし、「より正しい正しさ」はあります。一方的に決めたルールを暴力によって強制するよりは、話し合ってお互いに納得して決めていく方が正しいですし、これまで正しいと思われていたことに対して、その不正を告発する人たちの声が聞き入れられ、改正されたときには、より正しいものになっているでしょう。そうやって、たとえば女性の権利が認められてきたわけです。

もちろん、「不正の告発」それ自体が不正なものである場合もあるでしょう。自分が悪いのに、それを認めずに他人のせいにする人もいます。そうしたとき、②相手を尊重するとは、単に相手の言い分を丸呑み^{まるの}することではありません。納得できないことを言うのに「人それぞれ」といってきちんと反論しないのは、相手を尊重するどころかバカにすることです。まずは相手の言い分をよく聞き、それがもっともだと思えば従い、おかしいと思えば指摘し、相手の再度の言い分を聞く。それを繰り返すことで、お互いに納得のできる合意点を作り上げていく。これが、正しさを作っていくための正しい手続きというべきでしょう。そうした手続きによって、より正しい正しさを実現するよう努力していくことが大切です。

私が「人それぞれ」という言葉にこだわるのは、そうした努力をしないで済ませる態度を助長するからです。もちろん、趣味や好みなど、他人と同じにしなくてもとくに問題な

いようなことについては「人それぞれ」でけっこうなのですが、そうでないこと、他人を巻き込むことについては「人それぞれ」で済ませるわけにはいきません。他人と合意を作っていかなければならないことについて、「人それぞれ」などといって十分に話し合う努力をしないでいると、社会は分断されてしまいます。分断された社会で何かを決めようとすれば、結局のところ暴力に頼るしかなくなってしまいます。

(中略)

たとえば、どうやら人間には女性を劣位に見る傾向があるようです。そうした感情の仕組みに従って社会的な序列が作られがちです。しかし、そうした序列は、劣位に置かれた女性が合意して受け入れたものではありません。それに対して「不正だ」と抗議する女性たちは、当初は社会的に優位にある男性によって反発されたことでしょう。そうした女性たちの主張が女性たちの間で共有され、さらには男性たちにも共有されたことで、社会的な序列についての正しさが作られてきたのです。

このようにして正しさは社会的に作られていくのですが、だからといって「正しさは社会や国によって異なる」といって済ませるわけにはいきません。多くの社会ではルールを正当化する手続きが定められていますが、③その手続きそのものが正しいとは限らないからです。ある行為の正しさは、それに巻き込まれる人たちが合意することによって正当化されるものです。人間は、自分が納得して合意したルールには、強制などされなくても自分から従います。もちろん、ときどきは違反するかもしれませんが、そのときは周りから責められなくても、自分で悪かったと思うことでしょう。

他方、当事者が参加しない手続きによって定められたルールを強制することは暴力であり、不正といわなければなりません。

もちろん、すべての人が話し合い、合意することは現実的にいって不可能ですから、「絶対的に正しいことはない」というのは一面の真実ではあります。しかし、そこで思考停止するのではなく、「社会的な正しさ」の名のもとに暴力的な強制を受けている人たちの声を聞き、より正しい正しさを求めていくことが、正しさを作るための正しい手続きです。

人間は、各人がそれぞれに感じる感情に縛られているのではなく、これまでに作られてきた「正しさ」を丸呑みするだけでなく、他人の感情や考えを聞き、事実と論理にもとづいて思考することで、共有できる「より正しい正しさ」を作っていくことができるのです。

(出典：山口裕之著『「みんな違ってみんないい」のか?』，株式会社筑摩書房，2022年，pp.137-145より抜粋。ただし，出題の都合上，縦書きの原文を横書きにし，文章の一部を省略・改変している。)

*旧優生保護法 1948年に制定され、1996年まで施行されていた、障害のある子どもは生まれてこない方がよいなどという考え方（優生思想）に基づいた法律。

*ガス室 第二次世界大戦中に、ナチス・ドイツがユダヤ人などの大量虐殺を目的として設置した施設。

問1 下線部③について、ルールを正当化する手続きはどのようなにあるべきと筆者は言っているか。本文中の言葉を用いて、45字以内で説明しなさい。

問2 下線部①について、筆者は複数の問題点を指摘している。それらを 50 字以上 70 字以内でまとめて書きなさい。

問3 ソーシャルワークにおける対人援助では、下線部②が大切である。考えの異なる他者と理解し合うためにはどのようにすればよいか、本文の内容を踏まえ、あなたの考えを具体的に 640 字以上 800 字以内で述べなさい。